

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社KADOKAWA		コード	9468
提出日	2021/6/2	異動(予定)日	2021/6/22	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし					
1	鶴浦 博夫	社外取締役	○														△			新任	有
2	森泉 知行	社外取締役	○														△				有
3	船津 康次	社外取締役	○															○	○		有
4	ジャーマン・ルース マリー	社外取締役	○																○		有
5	渡邊 顯	社外監査役	○																○		有
6	菊地 麻緒子	社外監査役	○																○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	同氏は過去に、当社の取引先である日本電信電話株式会社の代表取締役 に就任しております。	同氏は、日本電信電話株式会社において、国内ビジネス競争力・収益力の強化、海外 ビジネスの拡大等に取り組むなど最先端分野で活躍する経営トップとして豊富な知 見・経験等を有しており、企業経営者としての豊富な経験と高い見識から、当社経営 に対する監督・助言をいただくため、社外取締役として新たに選任をお願いして おります。 当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立 役員として指定しております。
2	同氏は過去に、当社の取引先である株式会社ジュビターテレコム の代表取締役として就任しております。	同氏は、ケーブルテレビ事業を始めとする企業経営者としての豊富な経験と高い見識 を有しており、当社経営に対する監督・助言をいただくため社外取締役として選任 しております。 当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立 役員として指定しております。
3	同氏はトランス・コスモス株式会社の代表取締役会長兼CEOに就任して おり、当社取締役夏野剛氏は、同社の社外取締役であることから、相互 就任関係にあります。 また当社グループは同社との間で、業務委託費の支払い、システム運営 費の支払い、広告宣伝費等の支払い等の取引がありますが、その取引高 は同社連結売上高の0.04%未満であり、同氏は当社独立役員基準を満た しております。	同氏は、IT分野における専門的な知見や、企業経営者としての豊富な経験と高い見識 を有しており、当社経営に対する監督・助言をいただくため、社外取締 役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立 役員として指定しております。
4		同氏は、株式会社ジャーマン・インターナショナルを設立し、代表取締役に就任され ております。グローバル展開、インバウンド事業及び女性の活躍支援等での豊富な経 験と高い見識を有しており、当社経営に対する監督・助言をいただくため、社外取締 役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立 役員として指定しております。
5		同氏は、弁護士としての専門的な知識、見識を有しており、これらを当社の監査業務 に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立 役員として指定しております。
6		同氏は、日本及び米国ニューヨーク州の弁護士資格を有し、企業法務に携わるとも に、検察庁、公正取引委員会での職務、常勤監査役としての経験等に基づき、法務 及び企業ガバナンスに関する高い専門性を有しており、これらを当社の監査業務に活 かしていただくため、社外監査役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立 役員として指定しております。

## 4. 補足説明

株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため指定を義務付けている独立役員の候補者であります。なお当社では、独立役員の指定に際し、その独立性の基準とし て、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に加えて当社との取引等において金額等の基準を以下のように定めております。
以下のいずれにも該当しないこと
① 当社グループを主要な取引先(当社グループに対する当該取引先の売上高が、当該取引先の直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、当該取引先の連結売 上高の2%以上)とする者、又はその業務執行者
② 当社グループの主要な取引先(当該取引先に対する売上高が、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において当社連結売上高の2%以上)である者、又はその業 務執行者
③ 当社が多額の借入れ(借入額が直近事業年度末の当社連結総資産額の2%以上)をしている金融機関の業務執行者
④ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産として、現在及び過去3年間において、個人の場合、受け取っている金額が年間1,000万円以上、法人の場合、過 去3年間の平均報酬額が当該法人の総売上高の2%以上を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場 合は、当該団体に所属する者をいう)
⑤ 当社グループからの寄付の合計額が、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、年間1,000万円又は当該事業年度における寄付を受けた団体の年間総収入 の2%のいずれか大きい額を超える団体の業務執行者
⑥ 現在及び過去3年間において当社グループの会計監査人であった者(法人であるときは、当社グループの監査業務を担当していた者)
⑦ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者(法人であるときは、その業務執行者)

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。